公益充実資金取扱規程

（２０２６年１０月１０日制定施行）

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「本会」という。）定款第５０条に基づき、本会の公益充実資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程にいう公益充実資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第１４条並びに公益認定法施行規則第２３条第１項に定めるところにより、公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良（以下「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために保有する資金及び当該資金を運用することを目的として保有する財産をいう。

（保有）

第３条　本会は、公益充実資金を保有することができる。

（保有の承認手続）

第４条　本会が公益充実資金を保有しようとするときは、会長は、公益充実活動等ごとの内容、計画期間、実施時期、所要額、積立限度額及びその算定根拠を理事会に提示し、その承認を得なければならない。

（資金の管理）

第５条　公益充実資金は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示し、管理するものとする。

（資金の取崩し）

第６条　公益充実資金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。

（１）当該資金の目的の支出がなされた場合　当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額

（２）正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合　その事実があった日における当該公益充実活動等に係る資金の額

２　公益充実資金は、前項に定める場合及びその目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

３　前２項の規定にかかわらず、公益充実活動等以外の支出に充てるために公益充実資金を取り崩すときは、公益認定法施行規則第２３条第１項第３号に定める特別の手続として、会長は、取崩しが必要かつ合理的である理由を付して理事会に付議し、その決議を経なければならない。積立計画の中止並びに積立限度額及び積立期間の変更についても、同様とする。

（公表）

第７条　本会は、公益充実資金に関する次に掲げる事項を、当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表しなければならない。

（１）当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期

（２）当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠

（３）当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額

（４）当該事業年度の末日における公益充実資金の額

（５）前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額その他内閣総理大臣が必要と認める事項

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

（附則）

１．この規程は、２０２６年１０月１０日に制定し、同日から施行する。